

# 山口県教員養成等検討協議会設置要綱

山口県教育委員会

## (設置)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の5の規定に基づき、山口県の教育の振興に向けて、本県教育の担い手である教員の養成や採用及び現職教員の育成など、大学等と連携した取組を進めるため、山口県教員養成等検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 大学等と連携した教員の養成のあり方に関する事
- (2) 大学等と連携した教員の採用のあり方に関する事
- (3) 大学等と連携した現職教員の育成のあり方に関する事
- (4) その他、大学等と連携した取組に関する事

## (委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員により構成するものとし、山口県教育長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員がやむを得ず協議会に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

6 協議会の所掌事務について研究するため、必要に応じて研究部会を置くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、山口県教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行する。